

各位

## 「手形・小切手の最終振出期限の設定」等について

東和銀行（頭取 江原 洋 以下、当行）は、政府・産業界・金融界が一丸となって取り組んでいる「手形・小切手の全面的な電子化」に向けて、「手形・小切手の最終振出期限の設定」等を実施することといたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 手形・小切手の最終振出期限の設定

**最終振出期限 2026年9月30日（水）**

※2026年10月1日（木）以降に振り出された手形・小切手は、当座勘定からの支払いができません。

#### 2. 他行を支払地とする手形・小切手の預金口座への入金受付終了

**受付終了日 2026年9月30日（水）**

※当行以外の金融機関を支払地とする手形・小切手の預金口座への入金受付を終了いたします。

2026年10月1日（木）以降は、他行（支払銀行）へのご呈示が必要となります。

#### 3. 自己宛小切手の発行受付終了

**受付終了日 2026年9月30日（水）**

### 《本対応の背景について》

2021年6月に政府が公表した「成長戦略実行計画」において、「5年後の約束手形の利用廃止・小切手の全面的な電子化」が掲げられました。全国銀行協会においても「2026年度末までに電子手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標としております。

こうした背景を踏まえ、当行においても手形・小切手の全面的な電子化を目指し、本取組みを実施するものです。

### 《当行が提供するサービスについて》

当行では、手形・小切手に代わる決済方法として、インターネットバンキングによる振込や電子記録債権（でんさい）といった電子決済サービスのご利用を推奨しております。

電子決済サービスを利用することで手形・小切手の紛失・盗難リスクが軽減されるほか、押印・発送・保管等の事務負担や印紙代、用紙代等のコストを低減することができるなど、様々なメリットがございます。

この機会に是非ご利用をご検討いただきますようお願い申し上げます。

以上